

議案第90号

小金井市児童発達支援センター条例

小金井市児童発達支援センター条例を別紙のように制定する。

平成24年12月17日

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

心身の発達において特別な配慮が必要な児童及びその家族に対し、必要な相談、指導及び訓練等を実施することにより、当該児童の健やかな成長を図ることを目的とした施設として小金井市児童発達支援センターを設置することに伴い、当該施設の利用に関して必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市児童発達支援センター条例

### (設置)

第1条 心身の発達において特別な配慮が必要な児童及びその家族に対し、必要な相談、指導及び訓練等を実施することにより、当該児童の健やかな成長を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市児童発達支援センター

位置 小金井市梶野町一丁目2番3号

### (用語)

第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童であつて心身の発達において特別な配慮が必要な者で、原則として市内に住所を有するものとする。
- (2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。

### (事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援に関する事業
- (2) 放課後等デイサービスに関する事業
- (3) 保育所等訪問支援に関する事業
- (4) 外来訓練に関する事業
- (5) 相談支援に関する事業
- (6) 児童の発達についての知識の普及及び啓発に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、療育において市長が必要と認める事業

### (休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める

ときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（利用時間）

第6条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用者）

第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第4条第1号に規定する事業 小学校就学の始期に達するまでの児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (2) 第4条第2号に規定する事業 小学校修了前の児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (3) 第4条第3号に規定する事業 18歳未満の児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (4) 第4条第4号に規定する事業 小学校就学の始期に達するまでの児童
- (5) 第4条第5号及び第7号に規定する事業 18歳未満の児童及びその保護者

（利用手続）

第8条 第4条に規定する事業（同条第6号に規定する事業を除く。）を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は事業の利用の承認をしないことができる。

- (1) 第4条第1号又は第2号に規定する事業が利用定員に達しているとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 事業を利用しようとする者が感染性の疾患を有するとき。
- (4) 第1条に規定する目的を達成するに不相当と認めるとき。
- (5) センターの管理上支障があるとき。

（利用承認の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (2) 災害等により施設が利用できなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(利用者負担)

第10条 第4条第1号から第3号までに規定する事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により定められた額について、規則で定める負担上限月額範囲内において、これを負担しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

(使用料)

第11条 第4条第4号に規定する事業を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

| 名称         | 利用回数  | 使用料            |
|------------|-------|----------------|
| 外来訓練に関する事業 | 1回当たり | 児童1人当たり 1,000円 |

(使用料の減額及び免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(児童発達支援センター運営協議会の設置)

第13条 市長は、センターの運営に関する事項を審議する機関として、小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。
- 3 協議会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第14条 センターの建物及び設備に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(小金井市幼児通所訓練施設条例の廃止)

2 小金井市幼児通所訓練施設条例(昭和51年条例第20号)は、廃止する。

(小金井市幼児通所訓練施設条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の小金井市幼児通所訓練施設条例の規定により小金井市立ピノキオ幼児園を利用していた者は、この条例の規定によりセンターを利用する者とみなす。

(準備行為)

4 第4条第1号から第3号まで及び第5号に規定する事業の利用の申請その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

5 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

|                 |     |    |         |
|-----------------|-----|----|---------|
| 障害程度区分判定<br>審査会 | 会長  | 日額 | 27,000円 |
|                 | 委員長 | 日額 | 27,000円 |
|                 | 委員  | 日額 | 25,000円 |

」

を

「

|                     |     |    |         |
|---------------------|-----|----|---------|
| 障害程度区分判定<br>審査会     | 会長  | 日額 | 27,000円 |
|                     | 委員長 | 日額 | 27,000円 |
|                     | 委員  | 日額 | 25,000円 |
| 児童発達支援セン<br>ター運営協議会 | 会長  | 日額 | 11,000円 |
|                     | 委員  | 日額 | 10,000円 |

」

に改める。

小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の機能）

第2条 小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、関係機関と連携を図りながら、条例第4条に規定する事業を実施するものとする。

（定員）

第3条 条例第4条第1号及び第2号に掲げる事業の利用定員については、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援に関する事業 21人
- (2) 放課後等デイサービスに関する事業 10人

（利用手続）

第4条 条例第8条の規定により事業を利用しようとする者は、小金井市児童発達支援センター利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第5条 市長は、前条の規定による申請に対し、利用を承認又は不承認する決定をしたときは、小金井市児童発達支援センター利用承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（利用承認の取消し等）

第6条 市長は、条例第9条の規定により利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消す決定をしたときは、小金井市児童発達支援センター利用取消し等通知書（様式第3号）により利用者に通知しなければならない。

（利用者負担）

第7条 条例第10条第1項に規定する負担上限月額については、別表第1の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 条例第10条第2項に規定する食事の提供に要する費用として児童発達支援に関する事業の利用者が食事の提供サービスを利用したときの負担額については、別表第2の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(使用料の減額及び免除)

第8条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長にその理由を記載した小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除の基準は、児童が次の各号に掲げる世帯に属する場合において、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する現に保護を受けている世帯 免除
- (2) 前年度分の市町村民税又は特別区民税が非課税である世帯 免除
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯 免除
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める世帯 免除又は100分の50減額

3 市長は、前項の規定によりセンターの使用料の減額又は免除を承認又は不承認する決定をしたときは、速やかに小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間の児童発達支援に関する事業の利用定員については、第3条第1号の規定にかかわらず、15人とする。

別表第1(第7条関係)

| 階層区分 | 世帯の収入状況    | 負担上限月額 |
|------|------------|--------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯   | 0円     |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯 | 0円     |
| 一般1  | 市町村民税課税世帯  | 4,600円 |

|      |                |          |
|------|----------------|----------|
|      | (所得割 2 8 万円未満) |          |
| 一般 2 | 上記以外           | 37,200 円 |

別表第 2 (第 7 条関係)

| 階層区分 | 世帯の収入状況                     | 食事の提供に要する費用に係る負担額<br>(1 食当たり) |
|------|-----------------------------|-------------------------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                    | 0 円                           |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯                  | 0 円                           |
| 一般 1 | 市町村民税課税世帯<br>(所得割 2 8 万円未満) | 230 円                         |
| 一般 2 | 上記以外                        | 650 円                         |

様式・・・省略

## 議案第90号資料2

### 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）

#### （趣旨）

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第号）第13条の規定に基づき、小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の利用者及び関係者の意見を反映して適正な管理及び運営を図るため設置する小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### （所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌し課題解決等に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価（以下この条において「提案等」という。）を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの管理に関すること
- (3) センターの事業執行に関すること。
- (4) その他センターの事業に関すること。

2 協議会は、提案等の結果を速やかに市長に報告するものとする。

#### （組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) センター利用者の保護者 3人以内
- (2) 市内関係団体代表 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

#### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、公開することが協議会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。